

## 破産レジュメ

### 第 1 破産とは

清算型の倒産制度であって、支払不能又は債務超過にある債務者の財産の清算を行い、総債権者の比例的平等的満足を図る手続

### 第 2 破産手続の流れ

相談・受任 ※相談時には、どの手続きをとるべきか（そもそも法的手続きをとる必要があるかも含む）、手続きをとる場合にその見通しはどうかを判断するために、相談者の債務、財産、支出、収入を詳しく聞く。

↓

申立て

↓

即時面接（即日面接）・・・申立て当日ないし 3 日以内に面接し、その場で即時に同時廃止  
↓  
事件と管財事件とを振り分ける手続

破産手続開始決定

↓

#### 破産手続

【原則】	【換価すべき財産がない】
管財型	同時廃止型
・・・破産管財人を選任し、 破産財団を換価して配当 （配当に至らない時は破産 手続廃止決定＝異時廃止）	・・・破産手続開始決定と 同時に手続廃止決定
↓	
破産手続終結決定	

↓

#### 免責手続

債権者から意見を聞く  
（管財型では破産管財  
人の意見も）  
↓  
免責許可決定  
or 免責不許可決定

### 第 3 同時廃止か管財事件か

同時廃止を希望する場合は、次の事項等について予め調査を行い、即日面接において、担当裁判官に十分な説明（疎明）を行う必要がある。

- ①少額管財の予納金 20 万円を用意する見込みがないこと
- ②破産管財人による換価・処分が必要な資産が 20 万円以上存在しないこと
- ③不動産を所有している場合には、当該不動産設定されている抵当権の被担保債権額が不動産処分予定価格の 1.5 倍以上であること
- ④資産調査が不要であること

※現在事業を営んでいる個人については、一般的に、管財人による資産調査の必要性が高く、すでに廃業している場合でも、事業の清算が適切にされているかどうかの調査が必要となるため、原則として管財事件とされる。

⑤破産管財人による免責の調査を経るまでもなく、免責相当と考えられること

※免責不許可事由の存在が明らかで、その程度も軽微とはいえない場合には、免責調査が相当であり、管財事件となる。

⑥法人でないこと（手続の透明性や債権者の貸倒れ処理の便宜を考慮）

⑦法人併存型（法人と併せて法人の代表者が破産する場合）でないこと

#### 第 4 破産の申立書類

<個人>

破産・免責申立書

住民票

委任状

債権者一覧表

資産目録

報告書（陳述書）

家計の状況一覧

その他疎明資料

<法人>

破産申立書

登記事項証明書

取締役会議事録（又は同意書）

委任状

債権者一覧表

債務者一覧表

財産目録

陳述書

その他疎明資料

#### 第 5 各書類の記入事項

##### 1 破産免責申立書の記入事項

- ・氏名，住所等
- ・手続についての意見（同時廃止 or 管財手続）
- ・即日面接の希望の有無
- ・生活保護受給の有無
- ・所有不動産の有無，有の場合はオーバーローンの定形上申書
- ・破産・個人再生・民事再生の関連事件（申立予定を含む）の有無
- ・管轄に関する意見

##### 2 債権者一覧表の記入事項

###### （1）一般用

- ・債権者名
- ・債権者住所
- ・借入始期及び終期

- ・現在の残高
  - ・原因（現金の借入れ or 物品購入 or 保証 or その他）
  - ・使途（借入金を何に使ったか，何を買ったか等）
  - ・保証人の有無，保証人名
  - ・最終返済日
  - ・備考（別除権，差押え，訴訟係属等がある場合には記入）
- (2) 公租公課用

※注意点

- ・債権者一覧表→過払い金や消滅時効をチェックすること。
- ・公共料金，家賃滞納分，勤務先や親族からの借入れ等も忘れないこと。

3 資産目録の記入事項

- ・申立て時における 20 万円以上の現金
- ・預金・貯金（過去 2 年以内に口座を保有したことがあるか否か）→過去 2 年以内の通帳の写しを提出すること
- ・公的扶助（生活保護，各種扶助，年金等の受給）
- ・報酬・賃金（給料・賞与等）
- ・退職金請求権・退職慰労金
- ・貸付金・売掛金等（回収見込等についても記載）
- ・積立金等（社内積立，財形貯蓄，事業補償金等）
- ・保険（生命保険，傷害保険，火災保険，自動車保険等）
- ・有価証券（手形・小切手，株式，社債），ゴルフ会員券等
- ・自動車・バイク等
- ・過去 5 年間に於いて，購入価格が 20 万円以上の財産（貴金属，パソコン等）
- ・過去 2 年間に換価した評価額又は換価額が 20 万円以上の財産（不動産の売却等）
- ・不動産（土地・建物・マンション等）
- ・相続財産（遺産分割未了のものを含む）
- ・事業設備，在庫品，什器備品等
- ・その他，破産管財人の調査によっては回収が可能となる財産（過払い金による不当利得返還請求権，否認権行使，敷金，保証金等）

4 報告書（陳述書）の記入事項

- ・過去 10 年前から現在に至る経歴（就業期間，就業先，地位，業務の内容）
- ・家族関係等

- ・現在の住居の状況
- ・今回の破産申立費用（弁護士費用を含む。）の調達方法
- ・破産申立てに至った事情
- ・免責不許可事由の有無（有又は不明の場合は以下の質問に答える）
  - 問 1 当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたことがありますか（破産法 252 条 1 項 4 号）。
  - 問 2 破産手続開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担してしまったり、信用取引により商品を購入し著しく不利益な条件で処分してしまった、ということがありますか（同項 2 号）。
  - 問 3 一部の債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、義務ではない担保の提供、弁済期が到来していない債務の弁済又は代物弁済をしたことがありますか（同項 3 号）。
  - 問 4 破産手続開始の申立日の 1 年前の日から破産手続開始の申立日までの間に、他人の名前を勝手に使ったり、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について虚偽の事実を述べて、借金をしたり、信用取引をしたことがありますか（同項 5 号）。
  - 問 5 破産手続開始（免責許可）の申立前 7 年以内に免責許可決定の確定、給与所得者等再生における再生計画の遂行又はハードシップ免責決定（民事再生法 235 条 1 項、244 条）の確定がありますか（破産法 252 条 1 項 10 号関係）。
  - 問 6 その他、破産法所定の免責不許可事由に該当すると思われる事由がありますか。
  - 問 7 破産手続開始の申立てに至る経過の中で商人であったことがありますか、商人であったことがある場合、業務及び財産の状況に関する帳簿（商業帳簿等）を隠匿したり、偽造、変造したことがありますか（同項 6 号）。
  - 問 8 本件について免責不許可事由があるとされた場合、裁量免責を相当とする事情として考えられるものを記載してください。

## 5 家計の状況一覧の記入事項

- ・申立直前 2 か月分の状況（世帯全体の収入及び支出すべて）

## 第 6 費用

申立て	印紙	法人事件	1000円
		個人事件	1500円
	郵券		4100円
同時廃止事件	予納金	1万290円	
管財事件	官報公告費用等	法人事件	1万3197円
		個人事件	1万6550円

引継予納金（管財人に引き継ぐ手続き費用） 最低 20 万円

以上